

L2Blocker クラウドサービス利用規約

平成 28 年 6 月 1 日版

アルテリア・ネットワークス株式会社

第1章 総則

第1条（本規約、サービス仕様書の適用）

1. アルテリア・ネットワークス株式会社（以下「当社」とします）は、この「L2Blocker クラウドサービス利用規約」（以下「本規約」とします）および「サービス仕様書」を定め、これに基づき本サービスを提供します。
2. 本規約及びサービス仕様書は、本サービスの利用者である法人・個人および団体である契約者と、当社の間において、本サービスの利用に関する一切の関係に対して適用し、当社が提供する本サービスの利用を目的とする契約の内容およびその申込み方法等について定めるものです。
3. 契約者は利用契約の申込み前に必ず本規約およびサービス仕様書の内容を確認し、利用契約の申し込みを行うに際しては本規約およびサービス仕様書を承諾したものとみなします。
4. 本規約と個別の利用契約で定めた内容が異なるときは、利用契約で定めた内容が本規約に優先して適用されるものとします。

第2条（本規約、サービス仕様書の変更）

当社は、法令等の制定・改正、監督官庁からの指導等があった場合、その他当社が必要と判断した場合には、契約者の承諾を得ることなく本規約およびサービス仕様書を変更できるものとします。この場合、契約者は、変更後の規約に従い本サービスを利用するものとします。

第3条（通知）

1. 当社から契約者への通知は、本規約および利用契約に定めのない限り、通知内容を書面の発送、電子メールの送信または当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を書面の発送、電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ書面の発信、電子メールの送信またはホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

第4条（用語の定義）

本規約における用語の定義は次の通りとします。

用語	用語の意味
1 本サービス	当社が提供する「L2Blocker クラウド」ならびに各種サービスおよびオプションサービスをいいます。
2 申込者	利用契約の申込みをする法人・個人および団体をいいます。
3 契約者	当社が本サービスの申込を承諾したお客様をいいます。
4 利用契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
5 サービス仕様書	本サービスの内容、本サービスの提供を受けるために必要なシステムの条件、その他詳細について、別途当社が定める本サービスに関する仕様書をいいます。
6 センサー	利用契約に基づき当社から契約者に貸与又は販売する当社指定のハードウェアをいいます。

第2章 本サービス

第5条(本サービスの内容)

1. 本サービスの内容、本サービスの提供を受けるために必要なシステムの条件、その他詳細については、サービス仕様書により、契約者に提示されるものとし、契約者は本規約および当該仕様書に従い本サービスを利用するものとします。
2. 本サービスの提供区域は、利用契約等で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。日本国外において利用する際のいかなる問題においても当社は一切責任を負わないものとします。
3. 契約者は、本サービスにおいてセンターの貸与を受ける場合、善良なる管理者としての注意義務を以って利用いただきます。なお、契約者の故意または過失によりセンサーを亡失、毀損させた場合、契約者は速やかに当社へ届け出るものとし、料金表に定める違約金を当社へ支払っていただきます。

第3章 利用契約

第6条(利用契約の成立)

1. 利用契約の申込者は、当社所定の申込書に必要事項を記入して当社に提出するものとします。
2. 利用契約は、前項で申込者が提出した申込書に対して、当社が定めた通知手段を用いた承諾の通知をし、当該通知に記載の「承諾日」に成立します。申込者はこの時点から契約者となります。
3. 契約者は、利用契約の成立後は本サービスの開始もしくは利用の有無にかかわらず、本サービス利用料金の支払い義務を負うものとします。

第7条(申込の拒絶)

1. 当社は利用契約の申込者が次の項目に該当する場合には、利用契約の申込に対する承諾を行わない場合があります。
 - (1) 当該申込みに関わる利用契約上の義務を怠るおそれがある場合
 - (2) 第12条(本サービスの停止)のいずれかの事由に該当するおそれがある場合
 - (3) 申込書に偽名などの虚偽の事実を記載した場合
 - (4) 当社が利用契約の締結を適当でないと判断した場合
2. 前項の場合、当社は承諾を行わない旨を申込者に通知いたしません。

第8条(サービスの利用期間)

1. 契約者は、第6条(利用契約の成立)に規定する利用契約の成立後、当社から契約者へ通知する本サービスの利用開始可能日(以下「サービス利用開始日」とします)から本サービスを利用することができます。
2. 本サービスの最低利用期間は、利用契約またはサービス仕様書に定めがない限り、サービス利用開始日から12ヶ月とします。最低利用期間内に、サービス利用を終了する場合においても、契約者は、最低利用期間

の終了日までの契約金額の全額を支払うものとし、残余の期間に対応する契約金額を含めた未払い金額、及び遅延損害金を一括して当社に支払うものとしします。

3. 前項において、サービス利用開始日が月の途中の場合は、サービス利用開始日から12ヶ月後の月末までを最低利用期間とします。
4. 利用期間は、利用契約およびサービス仕様書に定めがない限り、サービス利用開始日より1ヶ月毎に自動更新されるものとしします。

第9条(サービス内容の変更)

1. 契約者は本サービス内容の変更を希望する場合、当社所定の申込書に必要事項を記入して当社に提出することで、契約者が利用する本サービスの追加、変更を申し込むことができます。
2. 変更申込に係る方法、承諾、拒絶及び利用期間については、第6条(利用契約の成立)から第8条(サービスの利用期間)の定めに従います。
3. 前項によらず、契約者は、本サービスの内容によっては変更ができない場合があることを承諾するものとしします。

第10条(契約者によるサービス利用の終了)

1. 契約者は本サービスの利用終了を希望する場合、当社所定の申込書に必要事項を記入して当社に提出することで、第8条(サービスの利用期間)に定めるサービス利用期間の自動更新を終了させることができます。
2. 前項において、申込書が当社に到達した日からサービス利用終了日までの期間が1ヶ月に満たない場合は、当該申込書の到達日の翌月末日をサービス利用終了日とします。
3. 前二項において、契約者は、サービス利用終了日までの本サービスの料金を一括で支払うことで、サービス利用終了日を待たず、サービスの利用を終了することができるものとしします。

第11条(利用契約終了時の処理)

1. 契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から貸与を受けた機器等を、利用終了日の翌月末日までに当社に返還するものとしします。
2. 当社は、利用契約が終了した場合、サーバー内のデータ等の全部又は一部を当社の判断で削除できるものとしします。これにより契約者に生じた損害に対して、当社はいかなる責任も負わないものとしします。
3. 本条第1項の場合において、契約者が「センサー」を返却しない場合、契約者は当該センサー1台あたり料金表に定める違約金を当社に支払うものとしします。

第4章 利用停止等

第12条(本サービスの停止)

1. 当社は、契約者が次の項目のいずれかに該当する場合には、利用契約に基づく本サービスの提供を何ら事前に通知および勧告することなく停止することがあります。

- (1) 利用契約に基づく本サービスの第 16 条(契約金額)に定める契約金額および第 19 条(遅延損害金)に定める遅延損害金を、支払期限を途過してもなお支払わない場合
 - (2) 当社、他の契約者または第三者の著作権等の知的財産権、財産権、プライバシー権その他の権利を侵害する場合
 - (3) 利用契約の申込書等の提出書類に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
 - (4) そのほか当社が契約者として不相当と判断した場合
2. 当社は、本条に基づく本サービスの停止に関し、契約者に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

第 13 条(本サービスの中断または廃止)

1. 当社は次の各号に該当する場合には利用契約に基づく本サービスの提供を中断または廃止することがあります。
 - (1) 本サービスの設備の保守上、若しくは工事上やむを得ない場合
 - (2) 本サービスを継続して提供する事が著しく困難であると当社が判断した場合
 - (3) 法令等に基づく強制的な処分により本サービスを提供することが著しく困難となった場合
 - (4) 天災、地変その他当社の責に帰すことのできない事由によりサービス提供が事実上できない場合
2. 当社は前項各号の規定により本サービスの提供を中断または廃止するときは、事前にその旨を契約者に当社の提供する手段により 6 ヶ月前までに通知します。ただし、緊急の場合またはやむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。
3. 当社は、本条に基づく本サービスの提供の中断または廃止に関し、契約者に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

第 14 条(契約の解除)

1. 当社は第 12 条(本サービスの停止)の規定により、利用契約に基づくサービスの利用を停止された契約者が、直ちにその事由を解消しない場合には、利用契約を解除できるものとします。
2. 当社は、契約者が第 12 条(本サービスの停止)もしくは第 27 条(禁止事項)のいずれかに該当する場合で、その事由が当社の業務の遂行上支障を及ぼすと当社が判断するときは、前項の規定に係わらず利用契約を直ちに解除できるものとします。
3. 当社は、監督官庁から営業の取消、停止等の処分を受けた場合、利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
4. 当社は、自らか、もしくは第三者より破産、会社更生、民事再生、特別清算を申し立てもしくは申し立てられた場合、利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
5. 当社は、第 13 条(本サービスの中止)のいずれかに該当する場合、当社の判断で利用契約を解除できるものとします。
6. 当社が本条による利用契約の解除を行う場合、第 3 条(通知)に従い解除の通知をし、同条に基づく通知の効力が生じた日をもって当該利用契約は終了するものとします。

第 15 条(反社会的勢力の排除)

1. 当社及び契約者は、それぞれ相手方に対し、過去、現在及び将来において、自己、自己の役員又は従業員のいずれも、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋等及びこれらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という)に該当せずかつ反社会的勢力との一切の関係を有しないことを表明し、かつ、保証します。
2. 当社及び契約者は、自己、自己の役員又は従業員について、自ら又は第三者を利用して、以下のいずれかに該当する行為を行わず、かつ、行わせないものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社及び契約者は、相手方が前二項のいずれかに違反した場合、何らの催告なく直ちに利用契約を解除できるものとします。

第5章 料金等

第16条(契約金額)

1. 利用契約に基づく本サービス利用の対価(以下「契約金額」とします)は以下の項目からなります。
 - (1) 契約者が利用契約に基づく本サービスの提供の準備費用として支払う初期費用
 - (2) 契約者が利用契約に基づく本サービスの利用料金として支払う利用料金
2. 前項に定める契約金額は、料金表に定めるものとします。
3. 契約者は、利用契約の終了の理由の如何を問わず、支払い済みの契約金額の返還を受けることはできません。
4. 当社の責によらずサービスの利用開始日前に利用契約が終了した場合には、契約者は初期費用、最低利用期間の終了日までの契約金額の全額および当社に発生した実費その他費用を支払うものとします。
5. 本サービスの契約内容の変更によって契約金額が変動する場合は、契約者が本サービスの契約内容の変更を依頼した申込書を当社が承諾した月次分の契約金額より、契約内容の変更に伴い変動後の契約金額が適用されます。

第17条(契約金額の支払)

1. 契約者は、契約金額を当社所定の方法で当社の指定の期日までに支払うものとします。
2. 当社が本サービスに対し、第12条(本サービスの停止)規定による提供の停止を行った場合における当該停止期間は、サービス提供があったものとして、当該停止期間に対応する契約金額が発生します。
3. 当社の責に帰すべき事由により、第13条(本サービスの中断または廃止)による提供の中断が生じた場合は、中断期間に相当する利用料金を減額いたします。
4. 本サービスの利用およびその料金の支払いに際して生じる公租公課等については、契約者がこれを負担するものとします。

5. 銀行振込手数料および料金の支払いに際して生じるその他の費用については、契約者がこれを負担するものとします。

第 18 条(契約金額の改定)

1. 経済情勢の変化等、当社がやむを得ないと判断した場合、6ヶ月前までに当社が契約者に通知することにより、当社は契約者の承諾を得ることなく契約金額を改定できるものとします。
2. 改定後の契約金額は、当社が適切と判断する方法(ウェブサイト上での表示、契約者に対する電子メールでの通知等の方法を含みますが、これに限定されません。)で契約者に通知します。
3. 契約金額の改定は、第 8 条(サービスの利用期間)に定める利用期間の更新後から適用されるものとし、利用期間の更新をもって契約者は改定内容に同意したものとみなします。

第 19 条(遅延損害金)

契約者の支払いが支払期日の翌日から起算して10日以上遅延した場合は、当社は契約者に対して、支払期日の翌日から完済日までの日数に対して未払料金に年 14.5%の割合で算出される遅延損害金を請求できるものとします。

第 6 章 損害賠償

第 20 条(免責)

1. 本サービスはセキュリティに対するすべての脅威への対応を保証するものではありません。
2. 当社は、本サービスの提供により生じる結果、利用契約に従って行った行為の結果および契約者と第三者との間で生じた紛争について一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、以下の事由に起因して契約者に生じた損害について、請求原因の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災地変、騒乱、暴動などの不可抗力
 - (2) 当社の設備に接続するためのインターネット接続サービスの不具合など利用者の接続環境の障害
 - (3) 本サービスの稼働環境における、第三者の提供する電気通信役務の障害
 - (4) コンピュータウイルス対策ソフトが対応していない種類のコンピュータウイルスの侵入
 - (5) 悪意のある第三者による不正アクセス、アタックまたは通信経路上における傍受
 - (6) 当社の責によらないデータの破損、消失
 - (7) 当社が製造したものではないソフトウェアまたはハードウェアの仕様・不具合・故障に起因する損害
 - (8) 通信回線、ハードウェアまたはソフトウェアの性能の低下に起因する損害
 - (9) 当社が定めるセキュリティ手段などを契約者が遵守していないことに起因する損害
 - (10) 裁判所の命令または法令に基づく強制的な処分
 - (11) その他当社の責めに帰さない事由

第 21 条(損害賠償)

1. 本サービスの提供に関する当社の損害賠償責任は、本規約及び利用契約における他の条項の定めに関わらず、請求原因の如何を問わず、契約者が現実には被った通常かつ直接の損害に限るものとします。但し、当社の損害賠償金額は、利用契約に基づく12ヶ月分の利用料金を限度額とします。
2. 前項の範囲をもって、当社の責に基づく補償および賠償責任の限度とし、契約者の結果的損害、付随的損害、機会損失その他の逸失利益の損害、間接損害、特別な事情により発生した損害については、それらの予見または予見可能性の有無にかかわらず、一切の責任を負わないものとします。

第22条(ユーザアカウント及びパスワードの管理、本サービスの利用者に関する責任)

1. 契約者は本サービスにて提供されるユーザアカウント及びパスワードを善良な管理者の注意をもって管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないようにするものとします。また、契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。
2. 契約者は、ユーザアカウント及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を通知するものとします。
3. 当社は、ユーザアカウント及びパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとします。ただし、ユーザアカウント及びパスワードの漏洩が当社の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではありません。
4. 契約者は、本サービスの利用者には本規約及びサービス仕様書を遵守させるものとし、当該利用者の行為に関し、一切の責任を負うものとします。

第23条(データ等の取り扱い)

1. 当社の責めに帰さない事由に起因して、本サービスにおけるデータが、滅失、毀損、第三者による傍受・漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。
2. 当社はデータのバックアップに関する一切の責任を負わないものとします。ただし、本サービスがバックアップサービスを含む場合は、当社は、善良なる管理者の注意をもってバックアップ運用を行う義務を負うものとします。
3. 前項において、バックアップデータはデータの保全および復元の完全性を保証するものではありません。
4. 契約者の問い合わせに応じて、当社が契約者のデータを確認・操作した場合、その結果発生した損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。
5. 当社は、契約者に提供するサービスに対するアクセスの状況の記録の内容を契約者に通知するサービスを提供いたしません。ただし、本サービス内で提供する機能については、その限りではありません。

第24条(データ等の消去)

1. 当社は、以下の場合、契約者の事前の承諾を得ることなく、データの削除ができるものとします。
 - (1) 契約者のサービス利用の終了または利用契約が終了した場合。
 - (2) 契約者の登録したデータ量が当社規定の容量を超過したとき。
 - (3) 掲載内容又は契約者の行為が、第12条(本サービスの停止)第1項の各号及び第27条(禁止事項)第1項の各号にあたりと判断されるとき。

(4) その他、当社が不適切と認めたとき。

2. 当社は前項に基づく行為により契約者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

第7章 雑則

第25条(機密保持)

1. 当社および契約者は、相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨の表示を明記し、提供の際に秘密情報の範囲を特定した情報を、機密保持義務の対象とします。
2. 前項の機密保持の対象事項において、当社および契約者は本条に定める各項を遵守し、これを機密に保持するものとします。また、利用契約の目的の範囲を超えての使用を禁止します。
3. 次の各号に掲げる情報は機密情報に該当しないものとします。
 - (1) 相手方から開示される前に既に保有していた情報
 - (2) 相手方から開示以前に公知であった情報および開示後に公知となった情報
 - (3) 相手方から開示以後に機密保持義務に違反しない第三者から正当に取得した情報
 - (4) 法令に基づき官公庁および裁判所から開示を義務付けられた情報
4. 当社および契約者は、機密保持義務を履行するために情報取扱責任者を定めるものとします。
5. 本条に定める内容は、機密情報に係わる発明・考案・商標・ノウハウ等に対する知的財産権の譲渡または実施権の付与、著作物等に対する著作権等の譲渡または許諾、その他権利の移転及び許諾を認めるものではありません。
6. 当社および契約者は、機密情報を適切に取扱うと共に、個人情報に関しては「個人情報の保護に関する法律((平成十五年五月三十日法律第五十七号))」を遵守するものとします。
7. 当社および契約者は、相手方が承諾した第三者以外の者に、本サービスに係わる機密情報を開示してはなりません。
8. 契約者は、本サービスと同様又は類似したサービスの企画、運営その他の実施をすることができないものとします。
9. 本条の効力は利用契約の成立日から発生するものとし、利用契約の終了後も存続するものとします。

第26条(第三者への業務委託)

1. 当社は、本サービスを提供するために必要と判断した第三者に本サービスの業務の全部または一部を委託できるものとし、契約者はそれを認めるものとします。
2. 前項の場合において、当社は、当該再委託先に対し、第25条(機密保持)に規定する機密情報と同等の義務を負わせることを条件に、契約者の承諾なく機密情報を開示できるものとします。

第27条(禁止事項)

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為をおこなってはなりません。また、試みる行為を行ってはなりません。

- (1) 当社もしくは第三者のプライバシー権・肖像権等の権利を侵害する行為、著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為
 - (2) 法令に違反する行為
 - (3) 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (4) 公序良俗に反する行為
 - (5) 犯罪行為又は犯罪の恐れがある行為
 - (6) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為
 - (7) わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信する行為、および児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為
 - (8) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為
 - (9) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為
 - (10) 当社、他の契約者その他第三者の安全を脅かす行為
 - (11) 当社のネットワークやインターネット網、それらに接続されたサーバー設備等に不正にアクセスする行為
 - (12) 本サービスの回線に著しく負荷をかける行為、またそれによりサーバーに負荷をかけサーバーの機能を著しく低下させる行為、あるいは第三者に当該行為をさせる行為
 - (13) 当社、他の契約者その他第三者に迷惑をかける行為
 - (14) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改ざんし、または消去する行為
 - (15) 他人のアカウントあるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為
 - (16) サーバー名、サーバーIP アドレス、アカウント名、パスワードなど本サービスの情報を当社の許可なく不特定多数の第三者に対して公開する行為
 - (17) 嫌がらせメール、迷惑メールなどを大量に配信する行為及び、あるいはそれに類似する行為
 - (18) 本サービスのリサーチを目的とした行為
 - (19) 当社又は本サービスの運営を妨げ、又は当社の信用を毀損する行為
 - (20) その他、当社が本サービスの契約者として相応しくないと判断する行為
2. 契約者は、当社から提供を受けた機器、センサー、ソフトおよびそれに関わる全ての資料等(以下「センサー等」といいます)に関し、次の事項が禁止されます。
 - (1) 契約者以外の第三者にセンサー等を貸与、転貸、譲渡その他の方法により利用させること。
 - (2) サービス仕様書その他により当社が禁止した事項
 3. 契約者が前2項で規定する禁止行為に該当する行為を行っている場合、当社は、第 12 条(本サービスの停止)に定める措置を行います。当社は、当該措置に加え、損害及び費用等を契約者に請求し、また、利用契約を解除できるものとします。

第 28 条(契約者の義務)

1. 契約者は本サービスの利用に関して当社によってその利用方法が不適切であると判断された場合には、当社の技術上あるいは運用上の勧告に従い適切な対処を行うものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用して、法令により禁止されている行為もしくは公序良俗に反する行為を行い、または第三者にこれを行わせてはいけません。
3. 契約者は、本サービスの利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害その他一切の紛争について、契約者の責任と費用負担で誠実にこれを解決しなければなりません。

第 29 条(第三者に対するサービスの提供)

1. 契約者が、本サービスを利用して、第三者にサービス提供する場合は、契約者の責任をもって本規約を遵守させるものとします。
2. 契約者と第三者の間に損害及び紛争等が発生した場合、当社は一切の責任を負わず、契約者の責任と費用負担をもって解決するものとします。
3. 前二項において、契約者または第三者が当社に損害を与えた場合は、契約者が当社に対して損害を賠償するものとします。

第 30 条(知的財産権等)

1. 本サービスを構成または関連するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続、文書、図面、ドキュメント、商標、商号等に関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権(以下、「本件知的財産権」といいます。)は、当社に帰属します。本サービス、本サービスに関する図面、ドキュメントなどの文書は、著作権法及びその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。当社は、契約者およびその他第三者に対し、本件知的財産権の使用を許諾するものではなく、本件知的財産権についての何らかの権利または権限を付与するものではありません。
2. 契約者は、L2Blocker 及びセンサーに関してリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、改変等を行ってはなりません。

第 31 条(権利義務譲渡の禁止)

契約者は、あらかじめ当社指定の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡その他の方法で処分し又は担保の目的に供してはならないものとします。

第 32 条(協議事項)

この利用規約に定めのない事項または本サービス利用契約の履行に疑義が生じた場合は、契約者と当社の双方で協議の上、解決を図るよう努めるものとします。

第 33 条(準拠法・裁判管轄)

1. 本規約の準拠法は、日本国の法令とします。
2. 本規約及び利用契約に関して契約者と当社間に生じた一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、平成 28 年 6 月 1 日から実施します。

料金表

本サービスの料金は以下の通りとします。

契約者は、以下の料金に消費税相当額を加算して当社へ支払っていただきます。

1. 本サービスに関する月額利用料金

サービス品目	単位	定価(税別)
L2B マネージャー	1 マネージャーごとに月額	20,000 円
L2B センサー(スタンダード版)	1 台ごとに月額	3,000 円
L2B センサー(タグ VLAN 版)	1 台ごとに月額	9,000 円
備考		
1. 月額利用料金は、本サービス利用開始日から利用終了日まで課金されます。		
2. L2B センサーは、レンタルに要する対価として月額利用料金にて請求します。		

2. 本サービスに係る一時金

料金種別	サービス品目	単位	定価(税別)
初期費用	L2B マネージャー	1 マネージャーごとに	20,000 円
	L2B センサー(スタンダード版)	1 台ごとに	3,000 円
	L2B センサー(タグ VLAN 版)	1 台ごとに	9,000 円
センサーの亡失、毀損、未返却にかかる違約金	L2B センサー(スタンダード版)	1 台ごとに	140,000 円
	L2B センサー(タグ VLAN 版)	1 台ごとに	340,000 円

3. オプションに関する料金

サービス品目	単位	定価(税別)
L2B センサー(共通)用ラックマウントキット	1 台ごとに	25,000 円
備考		
1. このサービスでは、対象の物品を契約者に譲渡します。		